

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：栗沢町指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

栗沢棚田（1/14.3（104ha）うち政令に定める棚田地域の要件に該当する1/20以上の一団の棚田は104ha）

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

・生産性・付加価値の向上

令和11年度まで万美集落における耕作放棄率について現状の0%を維持する。

令和11年度まで最上集落の各圃場に合わせて耕地改善・排水対策を実施する。（対象面積22.1ha）

令和11年度までに茂世丑集落において水田用防除機2台を導入し延べ150haで病害虫の共同防除を行う。

令和11年度まで茂世丑集落において共同機械の整備・維持管理を行う。

令和11年度まで茂世丑集落において共同機械保管施設の維持管理を行う。

令和11年度まで茂世丑集落において法面の点検、水路、農道の管理、草刈りを行う。

令和11年度までに上幌集落でスマート農業推進のため自動操舵装置等の購入を行う。

令和11年度までに上幌集落で耕地の排水改善対策で浅暗渠（60cm程度掘削チップ材投入）を実施する。

令和11年度まで宮村集落で高機能田植え機2台を導入し、13.3haで共同作業を行い、作業の効率化を図る。

・棚田の価値を活かした活動

令和11年度まで宮村集落における協定内農地の集約率ほぼ100%の現状を維持する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・生産性の向上

令和11年度まで最上集落において鳥獣害防止のため猟友会への鹿撃ち要請（発生する都度）やロケット花火の打ち上げ（毎日2回の見

回り時に発見する都度）を行い、併せて超音波発生器を3台導入する。

令和11年度まで茂世丑集落において鳥獣害防止に係る既存の電牧柵2,000m維持を行う。また、部分的に2か所100mの電牧柵の設置をおこなう。

令和11年度まで上幌集落において鳥獣害防止のため電牧柵の設置・補修を行う。（全長18,000m）

令和11年度まで宮村集落において鳥獣害対策に係る既存の電牧柵4,500m維持し、箱罌は4か所に設置を行う。

- ・ 棚田の価値を活かした活動

令和11年度までに最上集落においてフラワーロードの場所を集約し実施する。（実施面積100㎡）

令和11年度まで茂世丑集落において花壇を設置する。

令和11年度まで上幌集落において雑木等処理し良好な景観を確保する。

令和11年度まで宮村集落で排水路の草や雑木の整理を行う。

令和11年度まで宮村集落において集会場駐車場に花壇の設置を行う。（3か所30m、参加人数5人→10人）

令和11年度までに万美集落において花壇の維持と桜の木20本を植栽する。

- ・ 集落機能強化

令和11年度まで宮村集落で独居、高齢者世帯の見守り支援として住宅周りの雑草刈りや除雪などを行う。

令和11年度まで最上集落で独居世帯及び75歳以上の高齢者世帯を対象に地域見回り（民生委員及び集落が連携）を実施（訪問、安否確認等）（月1回以上→随時）

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田の価値を活かした活動

令和11年度までに最上集落において、小学校と協議し、お米の食べ比べ・棚田の視察など課外体験学習の実施について提案を行う。（年1回、小学5年生15人）

令和11年度までに茂世丑集落において直売所を活用し棚田地域の啓蒙看板を設置し、駐車場等の整備を行う。

令和11年度までに上幌集落において地域ブランド米の米袋を作成し、ブランド米の知名度向上と共に販売拡大を進め所得の向上と栽培技術向上を目指す。（米袋10kg5,000枚作成）

- ・ 集落機能強化

令和11年度まで万美集落において毎年札幌市の保育園を対象に田植え・稲刈りツアーを開催し、30人の参加者を確保する。

令和11年度まで万美集落と毛陽集落で紅葉祭を開催する。

令和 11 年度までに茂世丑集落において札幌茂世丑会の交流の中で、パンフレット発行（100 部→120 部）及び、地元農産物の発送（年 1 回、50 個）をして観光人口の増加を図る。

令和 11 年度までに宮村集落において空き家の修繕費用の一部助成などを行い、年 1 回程度関係者が集まって空き家の活用方法を検討する。

令和 11 年度までに上幌集落において集落地域の清掃（ゴミ拾い）地域の美化活動計画は地域全世帯の活動と位置づけ親と子の会・老人クラブとの合同参加とし、広い世代の参加による交流の場を設けることで集落活動を更に強化させる。年 2 回 20 名→30 名参加

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・生産性・付加価値の向上

万美集落において、農業生産法人との連携により耕作放棄地の防止・削減を行う。

最上集落において、畦塗により畦畔を維持保全し、溝切やサブソイラー、スタブルカルチ等により耕地改善・排水対策を行う。

茂世丑集落において水田用防除機 2 台を導入する。

茂世丑集落において、共同整備機械の整備・維持管理、共同機械保管施設の維持管理を行う。

茂世丑集落において、法面の点検、水路・農道の管理、草刈り等行う。

上幌集落において、スマート農業に向けた自動操舵装置装備費の補助を行う。

上幌集落において、耕地の排水改善対策で浅暗渠（60 cm 程度掘削チップ材投入）を実施する。

宮村集落において、共同機械の導入、活用、整備する。

・棚田の価値を活かした活動

宮村集落において、集落内農業者の高齢化により集約した協定内農地の現状維持に努める。

また、各集落において、農林水産省の中山間地域等直接支払交付金

事業を活用して、農用地・水路・農道等の維持管理、共同機械施設の導入・維持管理等を行う。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・生産性の向上

最上集落において、超音波発生器を設置し、鳥獣被害防止を推進する。

茂世丑集落において、電牧柵を設置し、鳥獣害防止を推進する。

上幌集落において鳥獣害防止のため電牧柵の設置・補修を行う。

宮村集落において、電牧柵や箱罟を設置し、鳥獣害対策を推進する。

宮村集落において、風水害の被害の防止などのため水路・排水路の清掃草刈りを実施する。

・棚田の価値を活かした活動

最上集落において、フラワーロードの植栽・設置・管理を行い、良好な景観を確保する。

茂世丑集落において、花壇の設置し、良好な景観を確保する。

上幌集落において、雑木を処理し、良好な景観を確保する。

宮村集落において、雑木を整理し、良好な景観を確保する。

宮村集落において、集会場駐車場に花壇の設置し、良好な景観を確保する。

万美集落において、毛陽町会とともに花壇の維持や桜の苗木を植栽し、良好な景観を確保する。

・集落機能強化

宮村集落において、独居、高齢者世帯が安心して長く定住できるよう見守り支援を行う。

最上集落において、独居世帯・高齢者世帯の生存確認を支援し、地域の安心・安全を推進する。

また、各集落において、農林水産省の中山間地域等直接支払交付金事業を活用して、雑木・廃プラ等の処理、環境美化・景観整備活動等を行う。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田の価値を活かした活動

最上集落において、小学校の食育活動へ向け課外授業提案を行い棚田地域の理解を図る。

茂世丑集落において、直売所活用における地域発信を推進する。

宮村集落において、管理されていない空き家の所有者の意向も確認しながら維持費用の一部助成などを行い、空き家の活用方法を検討する。

上幌集落において、地域ブランド米袋の作成とブランド米の知名度

向上の他、所得及び栽培技術の向上を目指す。

- ・集落機能強化

茂世丑集落において、パンフレット発行及び地元農産物の発送を行い観光人口の増加を図る。

上幌集落において、集落地域の清掃や美化活動を親と子の会・老人クラブとの合同参加で行う。

万美集落において、保育園との田植え・稲刈り体験を通じた交流や毛陽・万美地区で紅葉祭の開催に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加集落の構成員である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

栗沢町指定棚田地域振興協議会は、岩見沢市、農業者、農業者団体、地域住民の代表で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項